

604 小規模多機能型居宅介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
同一建物居住者外	同一建物に居住する者以外の者に対してサービス実施	☐ 算定	
同一建物居住者	同一建物に居住する者に対してサービス実施	☐ 算定	
登録定員超過減算		☐ 該当	
人員基準減算		☐ 該当	
短期利用居宅介護費	利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が必要と認め、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者に対するサービス提供に支障がないと認めた場合	☐ 該当	
	利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めている	☐ 該当	
	従業員の員数の基準を満たしている	☐ 該当	
	サービス提供が過小である場合の減算を算定していない	☐ 該当	
	宿泊室を活用する場合は、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用	☐ 該当	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合、態様・時間・心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録	☐ 未実施	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、結果を職員に周知	☐ 未実施	テレビ電話装置等の活用可
	身体的拘束等の適正化のための指針の整備	☐ 未実施	
	介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施	☐ 未実施	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、結果を職員に周知	☐ 未実施	テレビ電話装置等の活用可
	虐待の防止のための指針の整備	☐ 未実施	
	虐待の防止のための研修の定期的な実施	☐ 未実施	
	上記の措置を適切に実施するための担当者の設置	☐ 未実施	

（自己点検シート）

点検項目	点検事項	点検結果	
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定	☐ 該当	
過少サービスに対する減算	通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人あたりの平均回数が、週4回に満たない場合	☐ 該当	
特別地域小規模多機能型居宅介護加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所の従業者がサービスを提供	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所の従業者がサービスを提供	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供	☐ 該当	
初期加算	登録した日から起算して30日以内（30日を超える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再び開始した場合も、同様とする。）	☐ 該当	
認知症加算（Ⅰ）	（１）認知症介護に係る専門的な研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	☐ 該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	（２）従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る介護を定期的に開催	☐ 実施	テレビ電話装置等の活用可
	（３）認知症介護指導者研修修了者等を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 実施	
	（４）介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定	☐ 実施又は予定	
	（５）日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）	☐ 該当	
認知症加算（Ⅱ）	認知症加算（Ⅰ）の（１）、（２）及び（５）に適合する	☐ 適合	
認知症加算（Ⅲ）	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）	☐ 該当	
認知症加算（Ⅳ）	要介護２であって周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの（認知症日常生活自立度Ⅱ）	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が 困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適 当であると判断した者に対して行った場合	☐ 該当	
若年性認知症利用者受入加 算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている	☐ 該当	
	担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
	認知症加算を算定していない	☐ 該当	
看護職員配置加算（Ⅰ）	常勤専従の看護師を1名以上配置	☐ 配置	
	定員・人員基準に適合	☐ 該当	
看護職員配置加算（Ⅱ）	専従の常勤准看護師を1名以上配置	☐ 配置	
	定員・人員基準に適合	☐ 該当	
看護職員配置加算（Ⅲ）	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	☐ 配置	
	定員・人員基準に適合	☐ 該当	
看取り連携体制加算	看護師により24時間連絡できる体制を確保していること	☐ 該当	
	管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による 協議の上、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録 者又はその家族等に対して、対応方針の内容を説明し同意を得ている	☐ 該当	看取り期における対応指針
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	☐ 該当	
	看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等 に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を 活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービ ス提供を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサー ビスを受けている者を含む。）	☐ 該当	
	登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分 の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを 説明し、文書にて同意を得ている	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ている	☐ 該当	
	利用者等に対する随時の説明に係る同意を口頭で得た場合には、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載している	☐ 該当	
	利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれない場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用者の状態や家族に対する連絡状況が記載されている	☐ 該当	
	死亡日を含めて前30日間が上限	☐ 該当	
	看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している	☐ 該当	
訪問体制強化加算	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者が2名以上	☐ 配置	
	事業所における延べ訪問回数1月当たり200回以上。ただし、事業所と同一の建物に集合住宅を併設する場合は、登録者の総数のうち、同一建物に居住する者以外の者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、同一建物に居住する者以外の者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上	☐ 該当	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	（１）小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況やその家族等を取り巻く環境の変化を踏まえ、多職種協働により、見直しを行っている	☐ 該当	
	（２）日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している	☐ 該当	
	（３）日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している	☐ 該当	
	（４）必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(5) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている (6) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている (7) 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している (8) 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している	☐ ☐ ☐ ☐	いずれかに適合
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)の(1)及び(2)に適合する	☐ 適合	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が把握した利用者のADL及びIADLに関する状況について助言を行い、助言に基づいて介護支援専門員が生活機能アセスメントの実施	☐ あり	
	生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供の実施	☐ あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月に加算	☐ 該当	小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合は再算定可
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、利用者の居宅を訪問する際に、介護支援専門員が同行する又は理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して生活機能アセスメントを実施	☐ あり	※カンファレンスはテレビ電話装置等の活用可。 ※利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するカンファレンスでも可。
	理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービスの実施	☐ あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月間に加算	☐ 該当	3月を超えて算定する場合は、小規模多機能型居宅介護計画を見直す必要あり

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時および利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを実施	☐ 実施	口腔・栄養スクリーニング様式 (参考様式)
	利用開始時及び利用中６か月毎に当該利用者の口腔の健康状態、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に提供	☐ 実施	
	本事業所以外で口腔・栄養スクリーニング加算を算定	☐ 非該当	
	定員・人員基準に適合	☐ 該当	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している	☐ 実施	
	必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、厚生労働省に提出した情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	☐ 実施	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐ 該当	
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐ 該当	
	(3) 介護機器を複数種類活用している	☐ 該当	
	(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している	☐ 該当	
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	(1) 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) の (1) に適合している	☐ 該当	
	(2) 介護機器を活用している	☐ 該当	
	(3) 事業年度ごとに (2) 及び 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) の (1) の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	☐ 該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	☐ 該当	
	従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、介護福祉士の占める割合が7割以上である	☐	いずれかに該当
	従業者総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である	☐	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	☐ 該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	☐ 該当	
	従業者総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上である	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	☐ 該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	☐ 該当	
	従業者総数のうち、介護福祉士の占める割合が4割以上である	☐	いずれかに該当
	従業者総数のうち、常勤職員の占める割合が6割以上である	☐	
	従業者総数のうち、勤続年数7年以上の職員の占める割合が3割以上である	☐	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1 賃金改善について次に掲げる（１）～（２）いずれにも適合	☐ あり	処遇改善計画書
	（１）介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐ 該当	
	（２）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善後の見込額が年額４４０万円以上	☐ 該当	
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐ あり	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	（三）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	☐ あり	
	10 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定	☐ 該当	
	11 令和７年３月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）・（３）・（５）・（６）・（８）・（１０）・（１１）・（１２）・（１４）を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の３分の２以上の基本給等の引上げの実施	☐ 該当	※令和８年３月末まで

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1 賃金改善について次に掲げる（１）～（２）いずれにも適合	☐ あり	処遇改善計画書
	（１）介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐ 該当	
	（２）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善後の見込額が年額４４０万円以上	☐ 該当	
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐ あり	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	（三）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	☐ あり	
	10 令和７年３月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）・（３）・（５）・（６）・（８）・（１０）・（１１）・（１２）・（１４）を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の３分の２以上の基本給等の引上げの実施	☐ 該当	※令和８年３月末まで

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐ 該当	処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐ あり	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	9 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	☐ 該当	※令和8年3月末まで
	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐ 該当	処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐ あり	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	9 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ (1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・ (12)・(14)を算定していた事業所が新規に算定する場合は、 仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2 以上の基本給等の引上げの実施	☐ 該当	※令和8年3月末まで